

令和2年度東京都私立高等学校等奨学給付金
における家計急変対応について
～令和2年に家計急変のあった世帯を新たに奨学給付金の対象とします～

新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、東京都では、私立高校等に
通う生徒がいる生活保護世帯、住民税非課税世帯を対象に授業料以外の教育費
(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費等)を支援する奨学給付金につい
て、令和2年に家計急変のあった世帯も新たに支援の対象とします。

申請方法などの詳細につきましては、6月中旬以降に(公財)東京都私学財
団のホームページにて御案内します。

1 対象となる申請者(保護者)の要件

生徒の保護者等で令和2年7月1日現在、下記の全ての要件に該当する方

- (1) 東京都内に居住していること。
- (2) 生徒が就学支援金支給対象である学校に在学していること。
- (3) 令和2年1月1日以降に家計が急変し、保護者等全員の家計急変発生後
1年間の収入が、住民税「非課税」に相当(※)すると見込まれること。

※例えば3人世帯は年収2,215,000円未満、4人世帯は2,715,000円未満など。

2 申請期間(予定)

令和2年8月中旬から9月中旬まで

3 生徒一人当たりの給付額(年額)

全日制等	通信制
138,000円 又は 103,500円※	38,100円

※世帯の構成員の状況により給付額が異なります。

4 問合せ先及び申請先

東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当

☎ (03) 5206-7925 (土・日・祝日・年末年始を除く 9:15~17:00)

※奨学給付金における家計急変対応の詳細については、
右のQRコード又は下記URLからご確認ください。

https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_shougaku_r02.html

